

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(地方課)

町の区域の変更(〃)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に

基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十三年二月十二日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

鳥取市港町一三の地先

三二、七五七・二二平方メートル

鳥取県告示第四百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、昭和六十三年五月一日からその効力を生じる。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名	港町
同上の区域(昭和六十三年二月十二日現在の地番による。)	港町の全域
	港町一三の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 深 田 重 治 米子市兼久五六

昭和六十三年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 深 田 重 治 米子市兼久五六

監事 来 海 照 雄 “ 一三四

昭和六十三年四月四日就任 任期昭和六十四年四月十一日まで

鳥取県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年四月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る野添地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	種 業 の 区 分
網代加入区	中型らな釣漁業

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いいに関する講習会
 を次のとおり開催する。

昭和63年 4月26日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種類別

- (1) 初心者講習
 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
 - (2) 経験者講習
 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	昭和63年 5月24日 午前10時30分から 午後 4時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経験者講習	昭和63年 5月27日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟 1階第 18会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
 鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の
 用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
 - (2) 経験者講習
 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
 気銃を所持している者
 イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃
 又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
 3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目
- (1) 講習時間
 ア 初心者講習 4時間

- 4 経験者講習 2時間80分
- (2) 講習科目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考查
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。
- 6 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 3,000円
 - イ 経験者講習 1,500円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）